

令和7年度ふるさとやまぐち寄附金 お礼の品募集要項

1 目的

山口市では「ふるさとやまぐち寄附金制度」（ふるさと納税）の寄附者に対するお礼の品として、本市の特産品等を送っています。

令和7年度におきましても、ふるさと納税のさらなる推進と山口市のPRを図るため、ふるさと納税をされた方へ進呈するお礼の品やサービスを募集します。

2 お礼の品・サービスを提供する事業者の要件

(1) 要件（下記のすべてに該当するもの）

- ① 山口市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかを有する企業・団体または個人事業主であること
- ② 市税等の滞納がないこと
- ③ 寄附の受付やお礼の品の発送管理等については、原則、本市が導入しているシステムを利用すること
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと

3 お礼の品・サービスの条件等

(1) 条件（下記のいずれかに該当するもの）

- ① 山口市内において生産されたものであること。
- ② 山口市内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ③ 山口市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ④ 山口市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したものであること。（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）
- ⑤ 山口市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から山口市の独自のお礼の品であることが明白なものであること。
- ⑥ ①から⑤に該当するお礼の品と関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該お礼の品が主要な部分を占めるものであること。
- ⑦ 山口市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が山口市に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑧ ①から⑦のいずれかに該当するお礼の品と山口県央連携都市圏域の自治体が同意し、それぞれの自治体が認めたお礼の品を組み合わせて提供するものであること。

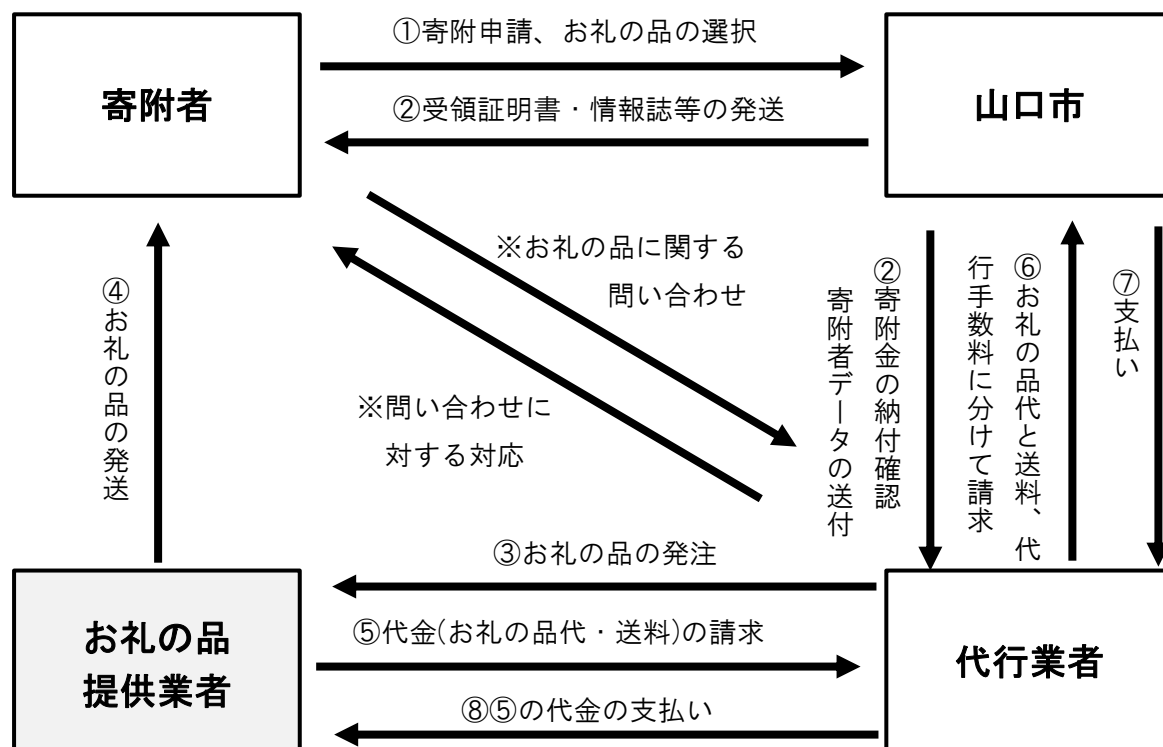
(2) 価格 **【年度途中での金額変更は原則不可】**

- ① お礼の品の金額（税込）の上限は、制限無し
- ② お礼の品の金額（税込）の下限は、1,500円
- ③ 寄附金額は、お礼の品の金額（税込）に3分の10を掛けた額（千円未満切上）に、事務手数料として、10,000円未満の場合は1000円を加えた額、10,000円以上20,000円未満の場合は2,000円を加えた額、20,000円以上の場合は3,000円を加えた額とします。

(3) 送料

- ① 山口市が負担する送料は、お礼の品提供事業者がそれぞれ契約している配送エリアごとの金額とします。送料とお礼の品の金額をあわせた額が、寄附金額の2分の1を超えない範囲とします。

4 お礼の品の発注・発送の流れ



5 募集期間

- (1) カタログとふるさと納税ポータルサイトへの掲載を希望する場合
令和6年11月15日（金）から令和7年1月14日（火）まで
※安定して供給できるものとする（期間限定品についてはその期間内）
※紙面の都合上、カタログへ掲載できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載のみを希望する場合【随時受付】
※ふるさと納税ポータルサイト（令和6年11月15日現在）
- ・ふるさとチョイス
 - ・ふるなび
 - ・楽天ふるさと納税
 - ・ふるさとプレミアム
 - ・ANAのふるさと納税
 - ・三越伊勢丹ふるさと納税
 - ・さとふる

6 申込方法

下記書類を持参または郵送、Eメールにより、山口市ふるさと産業振興課まで提出してください。

令和6年度掲載中の商品については、応募用紙の提出は不要です。（後日、掲載内容等を確認していただく案内を、各事業者宛てに送付します。）

《新規でお礼の品を申し込む際の提出書類》

- ① ふるさとやまぐち寄附金お礼の品応募用紙（様式1号）（注）
- ② 誓約書（様式2号）（注）

- ③ 商品の概要や単価が分かるもの
- ④ 市税の滞納のないことの証明書（応募用紙受付時点で、発行後3ヶ月以内のもの。写しも可）
- ⑤ 送料一覧
- ⑥ 比較的解像度の高い画像3点以上（商品、作業風景、梱包写真、調理写真等）

※商品の写真は必ず提出してください。

（注）申請書等の押印見直しに伴い、様式1号、2号は本人（代表者）の署名で可としています。

本人（代表者）が署名しない場合は、記名・押印をお願いします。

7 お礼の品の決定方法

市が開催する選定委員会において、商品の内容やこれまでの寄附実績（傾向）を総合的に判断し、決定します。その結果は決定後、速やかに申込者に通知します。

8 個人情報の保護

事業者は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、山口市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。また、寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することは出来ません。

ただし、お礼の品の送付の際、自社商品のパンフレット等を同封することは差し支えありませんので、リピーター獲得に向けて積極的なPRをお勧めします。

9 留意事項

- ① 1事業者あたりの申し込みは、原則10品目までとします。
- ② 申し込まれたお礼の品の内容等について、事前にヒアリングや調整をする場合があります。
- ③事業者は、お礼の品の変更・辞退をする場合や、お礼の品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに代行業者及び市へ報告するものとします。
- ④事業者は、お礼の品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、お礼の品としての取扱を停止します。
- ⑤市は、登録された事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消します。
- ⑥市は、申込内容に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があったと認める場合、その登録を取消します。

10 申し込み・問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市商工振興部ふるさと産業振興課 ふるさと産品営業担当

TEL : 083-934-2941 FAX : 083-934-2650 E-MAIL : furu@city.yamaguchi.lg.jp